



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 26 日 (火)
第 8 3 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (421) (福祉保健課) 2 クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (422) (くらしの安心推進課) 2 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (423・424) (治山砂防課) 3 指定居宅サービス事業者の指定 (425) (東部総合事務所福祉保健局) 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (426) (〃) 5 指定居宅サービス事業者の廃止 (427) (〃) 5 指定介護予防サービス事業者の廃止 (428) (〃) 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (429) (西部総合事務所生活環境局) 5 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (430) (〃) 6 開発行為に関する工事の完了 (431) (〃) 7 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (432) (会計指導課) 8
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 8
◇ 調達公告	落札者の決定 (税務課) 9

告 示

鳥取県告示第421号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原 1118-1	グループホームばんだの里	西伯郡大山町安原 1118-1	平成18年4月1日
社会福祉あすなろ会	鳥取市川端四丁目 115	あすなろホームヘルパーステーション	鳥取市西品治280-1	平成23年5月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原 1118-1	グループホームばんだの里	西伯郡大山町安原 1118-1	平成18年4月1日
社会福祉あすなろ会	鳥取市川端四丁目 115	あすなろホームヘルパーステーション	鳥取市西品治280-1	平成23年5月1日

鳥取県告示第422号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160

3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所

(1) 第1型研修

日時 平成23年11月13日（日）午後1時から午後5時まで

場所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂

(2) 第1型講習

日時 平成23年10月30日（日）午後1時から午後5時まで

場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター

(3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。

4 第2型講習（通信制で行う講習をいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者

(1) レポートの提出締切日 平成23年12月22日（木）

(2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者

5 受講申込み期間

(1) 第1型研修 平成23年10月24日（月）から同年11月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 第1型講習 平成23年10月3日（月）から同月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

(3) 第2型講習 平成23年11月14日（月）から同月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

6 受講料

研修受講料5,000円又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。

7 受講申込み先及び問合せ先

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

電話 0857-29-8590

鳥取県告示第423号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

内海中地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市内海中字村452	1号
鳥取市内海中字村854	2号及び3号
鳥取市内海中字矢熊473	4号
鳥取市内海中字矢熊863	5号
鳥取市内海中字矢熊880	6号、7号及び8号
鳥取市内海中字矢熊464-1	9号
鳥取市内海中字矢熊465-1	10号
鳥取市内海中字村454	11号

鳥取市内海中字村452

12号

鳥取県告示第424号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平井伸治

1 名称

勝見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ直線に囲まれた区域

土地	標柱
鳥取市気高町勝見字東山崎668-9	1号
鳥取市気高町勝見字東山崎666-10地先	2号
鳥取市気高町勝見字山ノ上717	3号
鳥取市気高町勝見字山ノ上720	4号
鳥取市気高町勝見字乗御前818	5号
鳥取市気高町勝見字乗御前822-1	6号
鳥取市気高町勝見字乗御前601	7号
鳥取市気高町勝見字大畑ケ802-1	8号
鳥取市気高町勝見字家向530	9号
鳥取市気高町勝見字乗御前568-2	10号
鳥取市気高町勝見字乗御前577	11号
鳥取市気高町勝見字乗御前口608-2	12号
鳥取市気高町勝見字西山崎645-20	13号
鳥取市気高町勝見字東山崎665-8	14号

鳥取県告示第425号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月26日

鳥取県東部総合事務所長 岡村俊作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団野の花診療所	ヘルパーステーション野の花	鳥取市行徳三丁目431	平成23年7月15日	訪問介護

鳥取県告示第426号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月26日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団野の花診療所	ヘルパーステーション野の花	鳥取市行徳三丁目431	平成23年7月15日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第427号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月26日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人社団三樹会	医療法人社団三樹会吉野・三宅ステーションクリニック	鳥取市東品治町111-1	平成23年7月14日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第428号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月26日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人社団三樹会	医療法人社団三樹会吉野・三宅ステーションクリニック	鳥取市東品治町111-1	平成23年7月14日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第429号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置に係る

許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成23年7月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ウェストバイオマス 代表取締役 三輪陽通
境港市昭和町5-17
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
境港市潮見町2
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の2に規定する焼却施設をいう。）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物
（以上6品目。いずれも特別管理一般廃棄物及び石綿含有一般廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日
平成23年6月8日
- 6 縦覧に供する書類
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所
(1) 鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（米子市糺町一丁目160）
(2) 境港市産業環境部環境防災課（境港市上道町3000）
- 8 縦覧に供する期間
平成23年7月26日から1月間
- 9 意見書の提出等
(1) 意見書の提出
当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
(2) 意見書の提出期限
平成23年9月9日
(3) 意見書の提出先
米子市糺町一丁目160
鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

鳥取県告示第430号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ウェストバイオマス 代表取締役 三輪陽通

- 境港市昭和町5-17
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
境港市潮見町2
 - 3 産業廃棄物処理施設の種類
焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第8号及び第13号の2に規定する焼却施設をいう。）
 - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ及び動物系固形不要物
（以上6品目。いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）
 - 5 申請年月日
平成23年6月8日
 - 6 縦覧に供する書類
申請書及び生活環境影響調査結果書
 - 7 縦覧に供する場所
(1) 鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（米子市鞆町一丁目160）
(2) 境港市産業環境部環境防災課（境港市上道町3000）
 - 8 縦覧に供する期間
平成23年7月26日から1月間
 - 9 意見書の提出等
(1) 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
(2) 意見書の提出期限
平成23年9月9日
(3) 意見書の提出先
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

鳥取県告示第431号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成23年7月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成23年6月6日 鳥取県指令第201100015671号
 - 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字川尻
 - 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市美保町309
江口 栄一
-

鳥取県告示第432号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成23年7月11日	米子市東福原六丁目11-1	米子信用金庫 皆生出張所

公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成23年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生予定数**(1) 3・4月入隊要員（男子）**

ア 陸上要員：若干名

イ 海上要員：若干名

ウ 航空要員：若干名

(2) 3・4月入隊要員（女子）

ア 陸上要員：若干名

イ 海上要員：若干名

ウ 航空要員：若干名

2 募集期間**(1) 3・4月入隊要員（男子）**

平成23年9月9日（金）まで

(2) 3・4月入隊要員（女子）

平成23年8月1日（月）から平成23年9月9日（金）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場**(1) 3・4月入隊要員（男子）**

ア 筆記試験及び適性検査

平成23年9月17日（土）

(ア) 東部試験会場（日本海新聞社：鳥取市富安二丁目137）

(イ) 中部試験会場（伯耆しあわせの郷：倉吉市小田458）

(ウ) 西部試験会場（鳥取県立武道館：米子市両三柳3192-14）

イ 口述試験及び身体検査

(ア) 平成23年9月19日（月）及び20日（火）

鳥取第1地方合同庁舎（鳥取市富安二丁目89-4）及び陸上自衛隊日本原駐屯地（岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地）

- (イ) 平成23年9月24日(土)及び26日(月)
航空自衛隊美保基地(境港市小篠津町2258)
- (2) 3・4月入隊要員(女子)
筆記試験、適性検査、口述試験及び身体検査
平成23年9月25日(日)
航空自衛隊美保基地(境港市小篠津町2258)
- 5 合格発表予定日
- (1) 3・4月入隊要員(男子) 平成23年9月17日(土)の試験実施時に示す。
- (2) 3・4月入隊要員(女子) 平成23年11月10日(木)
- 6 採用予定時期
- 3・4月入隊要員(男子) 平成24年3月又は4月(詳細は、採用予定通知で通知)
- 3・4月入隊要員(女子) 平成24年3月下旬又は4月上旬
- 7 応募資格
- 採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先
- (1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部(0857-23-2251)
鳥取募集案内所(0857-26-4019)
倉吉地域事務所(0858-26-2900)
米子地域事務所(0859-33-2440)

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県地方税電子申告ASPサービス調達業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成23年6月14日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社TKC
栃木県宇都宮市鶴田町1758 |
| 5 落札金額 | 9,870,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入札公告日 | 平成23年4月15日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目220 |